

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
招 集 期 日	令 和 3 年 8 月 1 9 日 ( 木 )		
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室		
開 会	8 月 1 9 日 午 前 9 時 3 0 分		
閉 会	8 月 1 9 日 午 前 1 1 時 3 5 分		
教 育 長	戸ヶ崎 勤		
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸ヶ崎 勤	出 席	
	仙 波 憲 一	出 席	
	土 肥 美 奈 子	出 席	
	木 村 雅 文	出 席	
	長 道 修	出 席	
説 明 員	山上教育部長、星野参事、佐藤次長兼教育政策室長、		
	栗津教育総務課長、片岡学務課長、		
	教育政策室田野担当課長、小須田学校給食課長、鎌田生涯学習課長、		
	高屋生涯学習課課長		
書 記	教育総務課総務担当 香林副主幹		
傍 聴 人	4 名		

## 会議の経過及び結果

教育長

先週までオリンピック、来週からパラリンピック、その開催もあってか、災害時に話題になった「やさしい日本語」が再び注目されました。

日本の外務省にあたるアメリカの国務省に「外国語習得難易度ランキング」というのがあります。その中で難易度のダントツ一位は日本語なのだそうです。難しい理由は、漢字がある、それも中国語と違い一つの漢字に複数の読み方がある、また、意外なのは、時代の変化と共に新たな言葉が生まれるなど新陳代謝が非常に早いのも特徴だとか。今回からの新種目・五輪スケートボードの中継で話題になった「ス体」、そうっすね、マジっすか、鬼やばいっす、もその一つかもしれません。そして、日本人独特のわびさびなど微妙な表現があることだろうと思います。

川端康成の名作「雪国」は、次のような書き出しで始まります。「国境の長いトンネルを抜けると雪国であった。夜のそこが白くなった。信号所に汽車が止まった」読者を一気に白銀の別世界に連れ込む正に至芸であり、「夜のそこが白くなった」という表現は、日本人には鮮やかなシーンとして心にイメージできますが、外国人には届きにくいようです。事実、雪国の英訳本は、この部分の英訳を省いて発刊されているそうで、稀代の名文も台無しと言えます。

松尾芭蕉の俳句、「古池や蛙飛び込む水の音」では、翻訳する段になって、蛙は単数か複数かということになったそうです。私たちは、何の抵抗もなく蛙は一匹と考えてこの句を味わってきました。単数でなければ、わびさびが損なわれてしまうとも考えられます。また、この句には、俳句で言うところの「や」という「切れ字」が存在します。切れ字は、表現を次へすぐつなげてはいけないというしるしの言葉です。即ち「や」は、古池やの後に大きな間を生じさせ、古池の感じを強く全面に押し出す効果があります。試みに「や」を「に」変えてみると、古池のもつ静寂さがどこかに吹き飛んでしまい、水の音さえ平凡な響きに様変わりしてしまいます。換言すれば、何の変哲もないこの間こそが、句の余韻を生み、人の心を養い、

	<p>人生を豊かにするという、余情を生み出しているとも考えられます。</p> <p>「字がきれいですね」「字もきれいですね」。「も」を使って一つ褒めることで、二つ以上ほめたこととなります。日本語のもつ奥深さをしみじみと思わずにはられません。</p> <p>一方で、国際社会の中で言うなればガラパゴス化している日本語。英語教育に加えてデータの利活用のように世界に通じる互換性のある言語教育を心掛けなければならないのか、世界に誇れる日本型教育と同様に、それを日本固有の誇るべき文化として温存に拘るべきなのでしょうか。</p>
教 育 長	<p>ただ今から、令和3年第8回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。はじめに、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>了承しました。</p>
教 育 長	<p>それでは、会議録に御署名をお願いします。</p>
各 委 員	<p>署名</p>
教 育 長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件、個人情報及び議会提出案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告事項 令和3年度第2回戸田市海外留学奨学生について</p> <p>議案第27号 戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正について</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>それでは「報告事項」、「議案第27号」は、秘密会とすることに決定いたしました。</p>
教 育 長	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(土</p>

	<p>肥委員)</p> <p>ヤングケアラーについて(木村委員)</p> <p>市立図書館市民参加イベントのコロナ禍での実施状況について(土肥委員)</p> <p>それでは、土肥委員から御提案のありました教育委員提案「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」について」につきまして事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について報告します。</p> <p>まず、本市の戸ヶ崎教育長も委員をつとめます、国の会議等の情報から概要をお伝えさせていただきます。</p> <p>現在、中央教育審議会では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指してということで、「全ての子ども達の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協動的な学びの実現」をテーマに、急激に変化する時代の中で、子ども達に育むべき資質・能力を、新学習指導要領の着実な実施とICTの活用により、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要としています。</p> <p>その実現のための課題として、7点を整理しております。その中でも、私が黄色で編みかけした、「本来であれば、家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大」しているという、いわゆる働き方改革の視点と「教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化」といった部分に焦点をあてて、お話をさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、研修等の中身などについての説明は指導担当にゆずり、今回は学務課的、人事的な視点での説明となりますことをご了承いただければと存じます。</p> <p>では、2ページを御覧ください。そもそも学校及び教師が担うべき業務</p>

の範囲ということで、どのように定められているかということについては、令和2年に文部科学省が作成し、各教育委員会に送付されている資料がございます。

これによると、1番の主として学校の教育活動に関することとして、「教育課程及び学習指導に関すること」「生徒指導及び進路指導に関すること」「特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること」の3点と、2番の主として学校の管理運営に関することとして、「学校の組織運営に関すること」「学校評価に関すること」「研修に関すること」「保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること」「その他の学校の管理運営に関すること」の4点に整理されております。

一方、2ページ下段にあるように、「教諭等」の業務縮減を推進する観点から、先ほどの標準職務例には掲げていないものであっても、各学校、地域等の実情に応じ、校長が認める職務については、校務分掌という教員の職務の役割分担に位置づけることが可能とされています。

具体的には、左から、基本的には学校以外が担うべき業務として、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整などは地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべきとされています。

中央の欄には、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務として、調査・統計等への回答等、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動の4点は、それぞれ、事務職、地域ボランティア、部活動指導員などが担うべきとされています。

右の欄を御覧ください。ここには、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務として、給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童生徒・家庭への対応の6点はそれぞれ、学級担任と栄養教諭等との連携、サポートスタッフの参画、事務職員との連携や外部委託、専門スタッフとの連携・協力等に

より教諭等の業務の縮減を推進するように整理されております。

現状としては、これらの整理の様に進んでいる部分もありますが、依然として、学校、教諭等が担っており、業務の縮減が進んでいない部分もございます。その要因については、様々想定されますが、まずは、広く地域・保護者の理解や外部人材の活用等が求められているという実態がございます。

次に、3ページを御覧ください。Society5.0の時代における教師及び教職員組織の在り方についてということで、黄色の網かけをした(4)教員免許更新制の実質化についてと(5)の教師の人材確保において、最近では新聞記事やテレビのニュース等でもとりあげられておりますが、免許更新制度の廃止の検討や更新制による免許の失効に基づく、教員不足、あるいは、35人学級の実施にともなう教員不足等の課題がございます。

下段を御覧ください。まず、教員免許更新制の在り方の見直しということで、国では、「必要な教師数の確保と資質能力の確保が両立できる在り方を総合的に検討しております。廃止の議論もこの中で検討されているものが、フライング気味に報道されているものと理解しております。そもそもこの制度の評価として、その制度趣旨である最新の「知識・技能の修得」には、一定程度の効果がある一方で、費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では課題があることや、学校内外で、研修が実施されていることから、10年に一度の更新講習の効果は限定的であるということから、3ページ下段の下にある教員免許更新制度の課題として、以下の4点が示されております。 教員免許更新制度の制度設計について、 教師の負担について、 管理職等の負担について、 教師の確保への影響について、 講習開設者側からみた課題等についての5点について、補足をさせていただきますと、 の教員免許更新制度の制度設計については、先ほどの見直しの議論にあるとおりですが、 の教師の負担については、例えば、自費で、大学等の講座を個別に申し込み、授業のない夏季休業期間等を利用して、参加するということについて少なからず、負担に感じている教員はいるということです。さらに、 の管理

職等の負担についてですが、我々教育委員会も含めて、全所属職員の免許更新期間を把握して、適切な時期に、大学の講習を受講させ、なおかつその受講終了証明書を県の教育委員会に必要書類を添えて、期日までに提出し、不備無く申請しているかを把握するなどしております。万が一一人でも見届けを怠れば、新聞報道等で目にする、教員免許失効のみならず、教員の失職につながるということです。また、その教師に指導を受けていた児童・生徒の履修が適切であるかどうかということで、最終的には、その不利益は教わる児童・生徒にまでおよび兼ねないということで、それを進める学校現場の管理職の負担は相当であると言えます。 については、潜在的な教員免許状の保有者・つまり、現場には現在、現場で指導はしていない教員免許状の保有者の免許が失効してしまうことで、いわゆる臨時的任用教員として、勤務することができず、これまでであれば、短期間の代員として、対応していたものが、免許が失効しているために任用できなくなるといった具体的な影響が生じております。さらに、先ほどの、学校現場の業務改善が進まない実態により、ブラックな職場としての認識が世間に広がり、教員を志望する人がへり、教員採用試験の倍率が年々目に見えて低下している現状などとも関連し、人事的には大変な問題に発展しております。

続いて4ページを御覧ください。35人学級が今後段階的に実施されるに従って、増加していく必要教師の確保のためにということで、そこにある3点が現在検討されております。

1点目が「小学校の免許状を取りやすくする」ということです。これは、現在小学校12年生に35人学級制が実施されておりますが、今後、日本全国で、段階的に来年度が3年生、再来年度が4年生に、と35人学級が導入されていくと、それぞれ学級数が増え、その増えた学級を担う小学校教師が必要になるということですが、そのために養成段階において、免許取得に必要な単位数を軽減することで、小学校と中学校の両方の免許状を取得できるという大学における新しい教職課程の開設などが検討されております。

2点目に、教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やすということで、一時期報道等でも目にしましたが、教師のバトンプロジェクトなど、発信力の高い者による、広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトなどを設置しました。これについての成果については賛否両論あったことはご承知のとおりかと思えます。簡単に補足すると、大炎上しました。おそらく、多くの教員にとって、喫緊の課題は、教職の魅力の再発見ではなく、業務量の削減や職責に見合った処遇の改善という極めて現実的なものであって、そこにはふれず、抽象的に意見を求めたための大炎上と分析している新聞もありました。

一方で施策としては、各学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実績状況調査の結果等を踏まえ、公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め、教師の処遇の在り方等について検討されております。

3点目として、教師として働き続けてもらえる環境をつくるということで、出産・育児等で、離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は臨時免許状の授与を行うことができる制度の周知や臨時的任用教員等の確保に支障をきたさない先ほどお話しした、教員免許状更新制度の見直しが検討されております。

これらの現状を踏まえ、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方として、囲みの中の3点です、1つ目は教師が技術の発達や新たなニーズなど、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えている人材の養成・採用・研修です。

2つ目は、教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力・の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門スタ



	<p>ップ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって運営されている。学校づくりです。</p> <p>3点目として、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で、魅力ある仕事であるということが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りを持って働くことができる教育環境の実現です。</p> <p>以上3点、つまり、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方として「令和の日本型学校教育」の構築そのものが重要であると考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>私が最初に教育委員提案として質問したのは、大学でどのような学びがあるのか、そして教師の資格を取得し、採用されて戸田市でどのように育てていくのかという研修の部分になります。研修の中で、現在、進んでいくことに対する学びとともに、初心に立ち返り教師の魅力を自分自身がいかにかに持っていけるかという時間が必要であると思います。そのような勉強をどのようにするのかということが、そもそも気になった部分で、教師としては基本的な考え方立ち戻れる機会があれば良いと思います。</p> <p>最後にまとめていただいた、令和の日本型学校教育の構築の中にありますが、子供の主体的な学びを支援する伴走者として、教師自身も士気を高め、誇りを持って働くことができる教育環境の実現を期待したいと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>学務課的な視点でお答えできる範囲で構築すると、このような説明となります。教員採用は埼玉県教育委員会、教員養成は大学、研修は教育政策室となります。「令和の日本型学校教育」における教師像が、戸田市の教師像と重なる部分もありますので、そこに向かっていく中で、学務課で回答できる範囲でまとめさせていただきますとこのようになるため、御理解い</p>

	<p>ただきたいと思います。</p>
事務局	<p>研修につきましては、これからの社会を見据えて研修していかなければならないと考えております。教科の専門性も大事であります。社会が変化し求められるものが変わってきていることから、10年後、20年後を考えながら研修を行っています。</p> <p>企業と連携し、開かれた学校の中で、教育委員会や学校が独自に様々な機関と繋がりを持ちながら研修を行っています。PBLや教科を横断していく学びを推進していく中で、教えることよりも子供達を教師がファシリテーターとしていく役割を意識付けています。</p>
委員	<p>今の時代に合った、今後に向けた研修を様々実施しているのは重々承知しています。以前に新卒者の研修に参加したときに、自分はこういう教師になりたいと一生懸命に語っていることを聞いた時に、教師になる希望や目標をもって教師を目指してきたことに安心感を持ちました。その後も最先端なものを学びながらも、もう一回、このように教師の魅力を見直していく機会があれば良いと思います。</p>
事務局	<p>先日、初任者研修を実施したところですが、教育長との懇談は本来は対面形式であります。今年はオンライン形式に切り替えて、「こんな教師になりたい」というプレゼンテーションを教師が行い、教育長からフィードバックをもらう形となりました。その際のプレゼンテーションデータが残っていますので、その先生が、5年後・10年後に、初心を見直す機会になればと思いました。</p>
教育長	<p>今回の初任者研修は、本日配付の資料に掲載されていますので、後ほど御覧ください。先程の話の中で、研修のあり方や教師に育成すべき資質能力は、まさに時代の変化とともにアップデートしていかなければならないということは当然のことではありますが、時代がどんなに変化しても、教師への使命感や意欲を大事にしなければなりません。</p> <p>委員として出席しております文部科学省の中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会におい</p>

	<p>ても、現在、教師の在り方について盛んに議論されているところです。新たな情報が出次第、提供して行きます。</p>
教 育 長	<p>続きまして、木村委員から御提案のありました教育委員提案 「ヤングケアラーについて」事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>ヤングケアラーについて報告します。</p> <p>このヤングケアラーにつきましては、ニュースでも報道されることが増え、今年の6月戸田市議会においても2名の議員から一般質問があり、大変注目されております。</p> <p>5ページ下段を御覧ください。ヤングケアラーとは、埼玉県ケアラー支援条例の第2条において、「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。ヤングケアラーとは、ケアラーのうち、18才未満の者をいう。」定義されております。また、日本ケアラー連盟によると、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」と定義されております。</p> <p>6ページ上段を御覧ください。具体的には、そこにあるようなケースが想定されております。その中で上段左から2番目の「家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている」というケースについては、捉え方によっては、多くの御家庭において該当するようなケースではないかと思われ、判断が難しいところです。</p> <p>6ページ下段を御覧ください。昨年度国や県の調査により、ヤングケアラーが一定数存在することが明らかとなり、そのことが報道されて注目されるようになりました。</p> <p>1つ目は、埼玉県の福祉部地域包括ケア課が令和2年7月11日から9月11日まで、埼玉県内の国公立私立高校2年生を対象に行った調査です。こ</p>

の調査では、自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うかについて、「はい」と回答したのは、1,969名で4.1%でした。ただし、この調査では、相手が幼いという理由のみでケアしている場合を除いている数値となっております。

2つ目は、厚労省と文科省が、令和2年12月21日から令和3年1月31日まで、全国の公立中学校・高等学校の中から無作為に1割程度抽出し、任意で回答を求めた調査です。この調査では、家族の世話をしているのは、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生4.1%、定時制高校8.5%でした。

7ページ上段を御覧ください。埼玉県の調査の自由記述からの抜粋となりますが、ヤングケアラーと判断される生徒の感想や求める支援についてです。勉強への負担についてや相談しやすい雰囲気作りといった意見がある一方、そっとしておいてほしいや変に気を遣われたくない、周りに知られたくないという意見があることも、このヤングケアラーの支援に係る重要なポイントです。

7ページ下段を御覧ください。先ほどヤングケアラーの定義についての時に触れましたが、埼玉県では、全国に先駆けて令和元年度末に、「埼玉県ケアラー支援条例」を公布・施行し、令和2年度には「埼玉県ケアラー支援計画」を策定しました。目的にもありますとおり、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めております。これにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指すものです。

8ページ上段を御覧ください。「埼玉県ケアラー支援条例」の赤枠部分にあります関係機関の役割についてが、主に学校が関係する部分となります。日常的にヤングケアラーに関わる可能性の認識、健康状態や教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握等を行っていくことが求められています。まずは、ヤングケアラーについての認識を深めることが重要です。今年度

当初計画されていた県の小中学校校長人権教育研修会と公立学校等人権教育担当者会議はこのヤングケアラーについて扱う予定でしたが、5月の緊急事態宣言中ということで、資料提供と動画配信に切り替わっております。

8ページ下段を御覧ください。学校での取組についてです。学校においては、日頃から子供たちの様子や行動、学習状況などから、多面的に子供たちの変容を見取りながら、ヤングケアラーのみならず、いじめや虐待、不登校など様々な子供たちを取り巻く状況に対して必要な支援を組織的に行っております。

1つ目は、校内における情報共有と支援体制の構築です。本市では、すでにご案内のとおり、スクールカウンセラーを小学校に週2回、中学校に週1、2回、スクールソーシャルワーカーを中学校区に週1回配置し、専門性のある人材を活用した教育相談を行っています。さらに各学校の教育相談部会等において、それぞれが把握している情報を共有することで、ヤングケアラーに限らず課題を抱えた児童生徒一人一人に寄り添い、適切な支援につなげております。

2つ目は、関係機関との連携です。教育センターを中心に、こども健やか部所管の要保護対策連絡協議会やその他健康福祉部など関係部局、さらには警察や児童相談所など関係機関と情報を共有し、適切な支援につなげております。

9ページ上段を御覧ください。3つ目は、教員研修です。ヤングケアラーについて先生方の認識を深めていくためには研修が重要です。先ほども触れましたが、今年5月に予定されておりました小中学校人権教育担当者研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明動画と資料配付となりましたが、これをもとに、各学校において3点目に記載されておりますように夏季校内研修でも触れていただくよう校長会議で話しております。

9ページ下段を御覧ください。今後の取組につきましては、このヤングケアラーについて広く周知・啓発していくために、市の人権教育研究部会

	<p>の研修会を活用し、改めて県の研修内容等について情報共有してまいります。また、埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定め、家庭や学校、地域社会全般にわたり、ケアラー支援に対する理解と協力の輪を広げるため、期間中に県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等が連携した啓発・広報活動を集中的に実施する予定になっておりますので、そこにありますような啓発グッズ等とともに各校に周知してまいります。</p> <p>引き続き学校が、日常的にヤングケアラーに関わる可能性があるという認識を持ちながら適切に教育相談や情報共有を行えるよう支援してまいります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>改めてヤングケアラーへの対応といっても、家庭の状況や本人の気持ちを考えますと、難しい問題があることがわかりました。</p> <p>6ページのヤングケアラーの調査については、中・高校生を対象とした調査であります。小学校の調査がありませんが、調べることは検討しているのですか。資料8ページの中で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置は結構なことですが、日常的な対応としては、養護教諭が相談等の研修を受けて日々の対応行い、専門的な相談に繋げていくことはありますか。</p> <p>また、ヤングケアラーの普及啓発マンガはどこで配布しているのですか。広範囲に啓発するよう使っていただきたいと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>国や県の調査は中・高生が対象であり、小学生は家族の幼い子供の世話をしていることから、ヤングケアラーの判断基準が曖昧で、正確な実態把握が難しいと感じています。他市の状況でも踏み込んだ調査を考えていないようです。本市においても調査の予定はございませんが、これまでも学校では色々なお子さんがいるので、早めに悩みを抱えているお子さんを把握し、校内体制としては、養護教諭等の情報を集めながら専門性の高いカウンセリングに繋げて行けたらと思います。ヤングケアラーという言葉は昨年から出てきたもので、今年度は、ヤングケアラーがいるかも知れない</p>

	<p>という視点を持てるよう、まず人権教育部会での周知を考えています。</p> <p>県のヤングケアラーの普及啓発漫画は、送付冊数が非常に少なく、市教育委員会宛に数冊送付されており、内容的には読みやすいものです。学校には適切に情報提供を行ってまいります。</p>
教 育 長	<p>全国で小学生にヤングケアラーの実態を調査した例はあるのでしょうか。小学生に調査をするということは、また、養護教諭にそもそも相談に行くのでしょうか。日常的に居眠りや疲れといった変化の気づき担任など教諭がキャッチしないと、養護教諭が把握するのは難しいのではないのでしょうか。</p> <p>小さい子供の面倒を見ていることを、周囲がヤングケアラーのレッテルを貼ってしまうのも問題であると思います。</p> <p>さらに、県のヤングケアラーの普及啓発漫画はインターネット上に掲載されているのではないのでしょうか。載っている場合は、教育委員にサイトの URL を送付してください。</p>
委 員	<p>家庭の状況を周りに知られたくないというデリケートな問題です。まずは、ヤングケアラーという言葉を知りたいと思います。</p>
教 育 長	<p>ヤングケアラーについて、国や県で共通認識されている明確な定義はあるのですか。</p>
事 務 局	<p>国におけるヤングケアラーの定義は、現時点では、今回の調査で使っているものになるかと思えます</p>
事 務 局	<p>埼玉県はヤングケアラー支援条例でヤングケアラーを規定しているので、戸田市は県条例に基づき対応して行きます。</p>
教 育 長	<p>ヤングケアラーの定義が国民の共通認識には至っていないのが現状かもしれませぬ。</p>
教 育 長	<p>続きまして、土肥委員から御提案のありました教育委員提案 「市立図書館市民参加イベントのコロナ禍での実施状況について」事務局より説明</p>

	願います。
事務局	<p>市立図書館市民参加イベントのコロナ禍での実施状況について報告します。</p> <p>資料11ページを御開き願います。「1 新型コロナウイルス対策による図書館休館等の経過」について、表の上段は「中央図書館」、表の下段は「上戸田分館・分室・配本所」の休館・対策等をまとめたものになります。</p> <p>臨時休館や、一部窓口業務実施などを踏まえ、市民参加のイベントについては、令和2年7月1日から令和3年1月7日まで実施しました。</p> <p>令和3年度については、6月21日から感染防止対策を講じた上でイベントを再開しております。</p> <p>次に12ページをお開き願います。「2．中央図書館 各種事業の状況」になります。令和2年度から新たに取組んだ事業を中心に説明します。</p> <p>15ページをお開き願います。8、託児サービスについては、子育て世代の方に、気兼ねなく図書館を利用できる時間を提供することを目的とするものであります。</p> <p>16ページをお開き願います。13、プログラミング講座については、小学生を対象としたワークショップを行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。次に17ページをお開き願います。</p> <p>15、電子図書館サービスについては、令和3年1月8日から開始しました。コロナ禍により図書館サービスを制限する中で、来館せずに自宅等でパソコン等から電子書籍を借りられるようになりました。</p> <p>次に16、軽食販売は、毎週1回、菓子や軽食等の販売を行い、来館者サービスの拡大を図るもので、令和3年1月から実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、7月より開始しております。</p> <p>次に、18ページから21ページは「3．上戸田分館 各種事業の状況」</p>



	<p>となります。実施内容等は記載のとおりでございます。</p> <p>次に、22ページをお開き願います。「4 研修等受入れの状況」について、中学生社会体験チャレンジ事業については、事業が中止となったため、受入れはありませんでした。</p> <p>23ページをお開き願います。「5 運営に係る状況」のうち、表の下段の「学校との連携」について、市内小中学校への団体貸出については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年度の途中までサービスを制限していたことから、24ページのとおり、小学校1校のみの利用となりました。</p>
教 育 長	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委 員	<p>コロナウイルス感染症にかかる対応で大変だったと思うのですが、その中で図書館事業を進めていただき、現在も緊急事態宣言発令で開館自体が難しい中ですが、市民ニーズがあるのであれば、負けずに可能な範囲で続けて行っていただきたいと思います。</p> <p>今後、家から出るのが怖いというような状況の際には、電子図書サービスの需要が伸びるのではないのでしょうか。そういった中だからこそ、考えられるサービスを続けて行っていただきたいです。</p>
教 育 長	<p>図書館でコロナウイルス感染症への対応や努力している状況が伝わってきますが、オンライン図書館やオンライン公民館事業はありますか。</p>
事 務 局	<p>公民館ではオンラインでの事業を検討していますが、図書館では電子図書館でいろいろな可能性が見えてきましたので、指定管理者と協議していきたいと思います。</p>
委 員	<p>電子図書館の現在の冊数と、毎年どのくらい電子図書を増やしていく目安はあるのですか。</p>
事 務 局	<p>現在の電子図書の蔵書は7,600冊程度です。近隣市ですと、さいたま市は9,100冊程度、草加市2,000冊程度と把握しています。本市の電子図書数は多いです。課題としては、利用者数は開始した1月には32</p>

	<p>5人でスタートしたのですが、5月の段階では125人と利用が低下しております。人気のある児童書は戸田市は66冊で、ほとんど電子書籍化されておりましたが、さいたま市は1,000冊を超えております。こうした中で利用者のニーズをふまえて検討し、使いやすい電子書籍を検討していきます。</p> <p>こちらは指定管理者の提案事業であることから、指定管理料の中で購入できるものを、著作権がないもので利用者のニーズに合うものを増やしていきます。</p>
委員	<p>さいたま市のプラザウエストの図書館を利用しているのですが、リモートワークの仕事をする方のスペースあり、利用カードがあれば、そこでWIFIを使用して1日仕事ができます。スペースの問題等がありますが、市民や在勤者が利用できるそのような場所がありますか。</p>
事務局	<p>中央図書館では、申請により、一定の時間内でWIFIを使用できるスペースがあります。コロナウイルス感染症にかかる対応で一定の間隔を取っているため、使いづらい状況があります。</p>
教育長	<p>続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして7件の報告がございます。</p> <p>令和3年度第2回戸田市海外留学奨学生について【秘密会】  中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について  戸田市サイエンスフェスティバルについて  埼玉大学・戸田市連携講座の開催について  図書館リクエストカードについて  戸田市指定無形文化財写真展の開催について  その他</p> <p>秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了した後に伺います。</p>
事務局	<p>中学校学校選択制における通学区域外の受け入れ予定定員数について報告します。</p> <p>資料2ページをご覧ください。戸田市では、平成17年度入学者より、</p>

	<p>中学校 学校選択制を導入しております。現在、戸田市では生徒数が増加傾向にあり、各学校の状況を踏まえ、通学区域外の受け入れ定員数を定めております。</p> <p>今年度の各中学校の受け入れ予定定員数は資料のとおりです。受け入れ定員数が35人より少ない学校は「喜沢中学校」の1校でございます。</p> <p>この「喜沢中学校」については、来年度の学級の必要数が現在の使用可能教室数と同様となっていることから、(通常学級では1年から3年まで、それぞれ5学級ずつの計15学級、また特別支援学級が計3学級で、合計18学級となる見込みです。喜沢中学校の教室数も、これと同じ18教室)校長と協議し、受け入れできる人数を算出した結果、「10人」を受入定員としたところであります。</p> <p>今後、各中学校への希望状況や、私立中学校入学予定者数、10月1日現在の令和4年度児童生徒見込み数調査等をもとに、正式な受け入れ定員数について、各中学校長と協議後、11月5日に周知いたします。</p> <p>定員を超えた場合は、抽選となります。抽選は11月13日(土)に行います。その後、補欠者繰り上げ期間を設け、令和4年2月18日(金)が最終決定となります。</p> <p>なお、正式な定員数の周知が11月5日であることから、定例教育委員会への報告が、事後での報告となりますことをお許しく下さい。</p>
事務局	<p>サイエンスフェスティバルについて報告します。</p> <p>3ページを御覧ください。例年、7月に芦原小を会場として1,000人以上来場いただいているサイエンスフェスティバルですが、昨年度に引き続き本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年どおりの「観察・実験おもしろ教室(ワークショップ形式の講座)」や自由研究相談会を実施することはできませんでした。しかし、今年度は、これまで御協力いただいた一部の企業等から、子供たち向けの動画コンテンツを紹介いただきました。その一覧が5ページにございます。8団体から14コン</p>

	<p>テンツの御紹介いただき、夏季休業期間中の学びの一助として活用できるよう、各家庭へ H&amp;S で配信し周知いたしました。 教育委員の皆様におかれましても、ぜひ御時間がございますとき、御覧いただけましたら幸いです。</p>
<p>事務局</p>	<p>「埼玉大学・戸田市連携講座の開催」について報告します。</p> <p>6 ページを御覧ください。埼玉大学連携講座については、平成 23 年度から開始し、今年度で 11 回目を迎え、年々、認知度も高まっているところです。</p> <p>今年度は、9 月 18 日（土）から全 4 回で、御覧の講座を開催いたします。会場の定員は 18 人で実施いたしますが、8 月 4 日から申し込みの受付を開始し、3 日で定員に達したため、現在のところ、会場受講はキャンセル待ちで、オンライン・オンデマンド受講のみ受付をしている状態となっております。</p> <p>講座の 4 回目では「日本型教育の海外展開の可能性と課題」というテーマで実施するなど、教育委員の皆様にとっても非常に興味深い、充実した講座だと考えておりますので、ぜひ受講いただければと思います。今回も、教育委員の皆様には、オンライン・オンデマンドのご案内を、メールにてさせていただく予定です。</p>
<p>事務局</p>	<p>図書館リクエストカードについて報告します。</p> <p>令和 3 年 6 月下旬に、指定管理者が運営する、戸田市立中央図書館において、坂戸市から借受けした新書および図書館利用者の個人情報が記載されたリクエストカードを紛失したという事案がありましたので、その概要と、再発防止策及び今後の対応についてご報告いたします。</p> <p>1. 概要としましては、紛失日は、該当の資料が車で到着した 6 月 23 日から、紛失が発覚した 6 月 25 日の間です。紛失物は、坂戸市からお借りした新書と、リクエストカードのコピー、予約移送票の 3 点です。なお、リクエストカードのコピーにはリクエストを出した利用者の貸出券</p>

	<p>番号、個人名、フリガナ、連絡先電話番号が記載されていました。その後、指定管理者は、図書館内をくまなく検索しましたが、見つからない状況を踏まえ、リクエスト者への対応として、私、生涯学習課課長と中央図書館長がご自宅へ訪問し、リクエストカードのコピーの紛失の経緯の説明と謝罪をし、ご理解をいただきました。</p> <p>またリクエストされた本については、改めて春日部市から貸借し、ご本人様に貸し出しました。なお、坂戸市からお借りした本については、指定管理者が同じ本を購入し弁償しました。</p> <p>2.再発防止策および今後の対応についてですが、リクエストカードについて、個人情報伏せてコピーするなど、事務マニュアルを修正しました。指定管理者は個人情報保護研修を早急に行うこと。市は四半期モニタリング、年次モニタリングを通じて指定管理者の事業運営について確認を行い、状況に応じて必要な指示を行う。以上の点について、改めて徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>事務局</p>	<p>戸田市指定無形文化財写真展の開催について報告します。</p> <p>戸田市では、現在「下戸田ささら獅子舞」、「沖内囃子」、「新曾下町観音経」の3件が市指定無形文化財に指定され、各保存団体によって活動・継承されていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため昨年度から活動がほとんどできておらず、市民への公開の場がない状況が続いております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、公開が中止となっている指定無形文化財の写真パネルを展示し、無形文化財に親しみを覚えてもらえるよう市民へ周知するものでございます。場所は、戸田市立郷土博物館3階特別展示室前ロビーにおいて、期間は、9月19日(日)から10月9日(土)までの19日間でございます。</p> <p>なお、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置発出時は、市の方針に基づいた施設運営を行います。</p>

教 育 長	次に その他ですが、事務局より何かありますか。
事 務 局	<p>生涯学習課から本日配布させていただきました資料、令和3年度戸田市民大学公開講座について報告いたします。</p> <p>来月、9月12日(日)、午後2時から、戸田市役所大会議室において、「私とオリンピック」と題し、元全日本バレーボール選手、そして現在は、日本バスケットボール協会 会長としてご活躍されている、三屋裕子様より御講演をいただきます。今回は、会場での対面形式とオンライン生配信による形式での受講となります。緊急事態宣言の延長が示されていますが、感染対策を徹底し、開催する予定でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましても、御申込みいただければ幸いです。</p> <p>8月18日時点の申し込み状況ですが、会場受講32名、オンライン受講15名となっており、会場受講定員40名まで空きがある状況であります。</p>
教 育 長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	<p>「報告事項 中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について」質問はございますか。</p> <p>喜沢中学校の通学区域外受入予定定員数の10人については、御理解いただけましたか。</p>
委 員	はい。
教 育 長	抽選になりそうかどうかはまだ、わかりませんか。
事 務 局	まだ、わかりません。去年、一昨年は抽選が無かったです。
教 育 長	それでは、「報告事項 戸田市サイエンスフェスティバルについて」について質問はございますか。戸田市サイエンスフェスティバルのオンラインの視聴状況はどうなっていますか。

委 員	オンラインのサイエンスフェスティバルは、だれでも見ることはできるのですか。
事務局	視聴状況は把握できませんが、検索でだれでも見るができます。
教育長	各教育委員に御覧になっていただきたいです。今までは芦原小学校に集まって実施していましたが、今回のオンライン方式は様々な工夫が凝らされています。実物があるからこそそのワクワク感も大事にしなければならないのですが、実物とオンラインの両方があるのも大切ではないかと思しますので、来年度以降の検討としていただければと思います。
委 員	実際に目の前で見るのが一番ですが、情報を子供たちが見て、興味を持っている子が出ればよいのではないではないかと思えます。
教育長	続きまして、「報告事項 の埼玉大学・戸田市連携講座」は、著名な方々が多く反響が大きく、オンラインで先生方の講義を家に居ながら聞けることは素晴らしいことです。
教育長	「報告事項 の図書館リクエストカード」の件は、再発防止に努めてください。
教育長	「報告事項 戸田市指定無形文化財写真展の開催について」はよろしいでしょうか。
事務局	報告事項 の市民大学公開講座は、定員に達していないため、申し込み受付を行っております。
教育長	それでは、他に質問等がないようですので、続きまして、「報告第18号 生涯学習課所管施設の開館時間変更について」事務局より説明願います。
事務局	資料1ページ「報告第18号 生涯学習課所管施設の開館時間変更について」、説明いたします。  埼玉県による緊急事態措置の実施を受け開催した「戸田市新型コロナウイルス対策本部会議」での決定に基づき、生涯学習課所管の2施設について、7月20日(火)から8月31日(火)まで、開館時間を変更し、午

	<p>後 9 時 3 0 分までだった閉館時間を午後 8 時までとしたものです。</p> <p>該当施設は、資料 1 ページの芦原小学校生涯学習施設、2 ページの図書館上戸田分館でございます。</p> <p>施設については、それぞれの条例等で開館時間を規定しておりますが、「その他、教育委員会が必要と認めた場合」は変更できることと規定されているため、緊急対応として、開館時間の変更について専決させていただき、それを報告するものでございます。</p>
教 育 長	何か質問がございましたら伺います。
教 育 長	それでは、質問等がないようですので、次第の 6 その他の「次回の教育委員会の日程（案）」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、9 月 1 6 日（木）午前 9 時 3 0 分からの開催について、お伺いいたします。
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおりでよろしいでしょうか。
委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特になし
教 育 長	委員の皆様から教育委員提案のテーマについて何かございますか。
委 員	戸田市の教育を受けた子供たちが、どのように教育を評価して満足度を持っているのかということ、教育の施策に活かしていくことが大事ではないでしょうか。これまでの様々なアンケート調査を必要な視点からもう一度まとめていただければ、戸田市の自己評価になるのではないかと思います。データに基づいた政策の立案にも通じますので、PDCA の C の部分を A に向けての動きになりますので、説明してください。



教 育 長	EBPM を推進していますので、教育満足度の経年変化については、教育政策室からでよろしいですか。
事 務 局	承知いたしました。
委 員	教育満足度の評価は、現在、在學校に通っている子供が教育を評価するのは、日々の教育が当たり前のことになっているので評価が難しいのではないのでしょうか。学校卒業後に戸田市以外の人と触れ合った中で、戸田市の教育を振り返って行う評価についても説明してください。
教 育 長	この件については、生涯学習課でよろしいですか。
事 務 局	承知いたしました。
委 員	コロナウイルスの家庭内感染が増えており、ワクチン接種が進んでいる中で、コロナウイルス感染症第5波に対する戸田市の学校対応について説明してください。
教 育 長	この件については、学務課の対応でよろしいですか。
事 務 局	承知いたしました。
委 員	学校訪問時に生徒の様子を見て、コロナウイルス感染症の影響で様々な行事が中止となり、子供達の気持ちが縮まっている印象を受けました。少しでも子供達が楽しい時間を持ってもらえるような取組について、中止となった学校行事の代替行事の取組みについて説明してください。
教 育 長	子供たちが少しでも学校行事を楽しめるよう、失ってしまったものをいかに補っていくかという活動について、教育政策室でお願いします。
事 務 局	承知いたしました。
委 員	夏休みに各学校で児童生徒にパソコンを持ち帰らせて、どのような成果があったのか、この時期に成果や課題をまとめていただきたいです。親がどのように協力できたのか、家庭でどのような効果的な利用があったのか各学校の中で探し出して、全学校で共通理解を図りながら、家庭で自主的

	な勉強を始めた説明してください。
教 育 長	夏休み限定ですが、持ち帰りパソコンによる学校と家庭でのシームレスな学びや事例、実態について教育政策室から報告してください。
事 務 局	承知いたしました。
教 育 長	それでは、「報告事項 、議案第 27号」を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関係する職員以外は退席願います。
	【関係者以外の退席を確認後、報告事項 を報告】
教 育 長	続きまして、「議案第 27号 戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正について」事務局より説明願います。
事 務 局	<p>国のいじめ防止対策推進法に基づき、本市において平成 26 年度に施行された戸田市いじめ問題調査委員会条例は、いじめによる重大事態が発生した際の調査等を行うための戸田市いじめ問題調査委員会の設置を規定しているものでございます。</p> <p>全国的にいじめ重大事態の件数が増加しており、本市においても平成 30 年度まで発生はありませんでしたが、令和元年度、2 年度で計 2 件発生していることを踏まえ、複数案件に対応可能な、より実効的な組織にする必要性が生じてまいりました。過去 2 件の案件を見ても、所掌事項である調査に係る委員への負担が非常に大きく、現在の報酬についても他市と比較しても低いことを鑑み、事務局といたしましては見直す必要性を強く感じております。さらには、今後、いじめ問題調査委員の候補者不足が予想され、報酬を見直すことで確保しやすくする必要性がございます。</p> <p>いじめはいつどこで発生するか分かりません。むしろ戸ヶ崎教育長が常々申し上げているように、いじめはどの学校でも起きているという強い危機感を抱き、すぐに複数事案が同時に起こる可能性もあると想定し、現委員長の助言を受け、複数事案に対応可能な体制づくりを早急に行う必要</p>

	<p>があると考えております。</p> <p>本定例教育委員会で御審議いただきました後、9月戸田市議会定例会に提出する予定でございます。</p> <p>具体的な変更点ですが、大きく2点ございます。</p> <p>1つ目が、いじめ問題調査委員の組織の見直しとして、委員の人数を変更するものでございます。第3条第1項において、委員の人数を5人以内から15人以内に変更しております。これまでは、仮に複数同時にいじめ事案が発生しても、5人以内の調査委員で調査、報告書作成等を行わなければならない、負担が大きくなる恐れがありました。それを、委員を15人以内とし、その中で部会を設ける体制をとることで、複数の事案が同時期に発生してもそれぞれの部会で対応可能となり、調査委員にかかる負担の軽減にもつながります。</p> <p>2つ目は、いじめ問題調査委員の報酬額の見直しです。南部管内の他の自治体の報酬額と比較し、平均的な額にいたしました。調査にあたっては、関係者への聴取や会議、調査報告書作成など、非常に長時間を割いていただくことになるので、現委員長の助言を受け、継続した委嘱、今後の人材確保のために見直しをしております。</p> <p>各学校において、まずは重大事態に陥らないよう丁寧に児童生徒・保護者に寄り添って対応していただいているところですが、全国的にも重大事態が増加傾向にあることを鑑みて、この度の条例改正をするものでございます。</p> <p>御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か質問がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>複数の案件が発生した際に部会を随時設けるため、委員の人数を15名以内に増やすということですが、案件が1件の時は委員の人数はどのようにするのですか。</p>

事務局	<p>案件が1件の場合には、これまでと同様に委員長、副委員長、委員の5名以内の委員で調査を行います。同時期に別の案件が新たに発生した際に、委員に諮って部会を設けて委員の委嘱を増やすことが可能となるための改正です。なお、現在委嘱している委員は5名です。</p>
事務局	<p>これまでは、案件が同時に複数発生したことはございませんが、もう1件同時発生したら、委員会が立ち行かなくなるため、今回の改正が必要となりました。</p>
委員	<p>係争中にもう1件案件が発生した場合に、その時に委員を委嘱するのですか。それとも事前に委嘱しておくのですか。</p>
事務局	<p>案件発生後に、委員の推薦依頼を職能団体等に行います。</p> <p>全国的にこうした事案が増えていることから、各職能団体から委員の推薦が難しいということが起きかねないため、委員報酬額の見直しとなりました。</p>
委員	<p>事前に委員を選任したらどうなのでしょう。簡単に推薦が出てくるのですか。</p>
事務局	<p>昨年度に公認心理士協会へ推薦依頼をしたところ、2週間位で推薦を受けましたので、このように対応していただけたと思いますが、委員の事前選任については検討していきます。</p>
教育長	<p>部会ごとに、条例に基づく職種の構成を設けるのですか。</p>
事務局	<p>条例で規定されているとおり、部会にも弁護士、学識経験者、医師、臨床心理士職等の職種毎に選任します。</p>
委員	<p>部会にも委員長を設けるのですか</p>
事務局	<p>部会長が委員長の助言を受けながら調査報告書をまとめていきます。</p>
教育長	<p>部会長が委員長と情報を共有化しながら、委員会として共通認識をもって対応していきます。</p>

